

日本臨床徒手医学協会会則

第一章 総則

第一条(名称)

本会は、日本臨床徒手医学協会という。

第二条(事務局)

本会は事務局総務部を東京都杉並区荻窪 5-25-1 サザンハウス1Fに置く。

第三条(目的)

本会は徒手医学に関する科学的原理の蓄積・技術の研鑽及び向上に努め、リハビリテーションの発展に寄与することを目的とする。

第四条(事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 定型化された講習会を1回/2ヶ月以上
- 2) 研究及び調査活動を随時

第二章 会員・会費

第五条(会員)

本会の会員は次のものとする。

- 1) 正会員:理学療法士、柔道整復師、作業療法士、医師免許を有し本会の目的に賛同したもの。
- 2) 賛助会員:本協会に対して積極的な援助を希望する個人または法人・団体。賛助会員には議決権はありません。
- 3) 特別会員:協会の活動趣旨に欠かせないと理事会が判断した団体および個人。特別会員には議決権はありません。

第六条(入会金・年会費)

本会の入会金は3,000円とする。

年会費は年5,000円とする。

第七条(入会及び退会)

本会の会員になろうとする者は、会費納入により会員の資格を得る。本会の会員は、その旨を代表幹事に届けて退会することができる。

会費の滞納が一年以上に及んだものは退会したものとみなす。

第三章 役員と組織

第八条(種別)

本会に次の役員を置く。

- 1) 代表 1 名
- 2) 理事 10 名程度
- 3) 監事 2 名
- 4) 相談役 若干名
- 5) 顧問 若干名

代表、理事の選出は互選による。代表は、技術講習会等の企画、運営についての責務を負う。理事は、代表を助け、効率的に会全体の運営のために積極的に活動する。

第九条(選出と任期)

役員任期は2年とする。代表、理事、監事は会員の中から選出する。

第十条(役員に対する報酬)

役員は無報酬とする。ただし、役員には費用を弁償することができる。

第十一条(会議)

会議は、総会、役員会とする。総会は、年一回開催する。役員会は、随時行う。総会、役員会の決議は出席者の過半数の決議をもって成すものとする。

第四章 資産

第十二条(資産の構成)

本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- 1) 会費
- 2) 事業に伴う収入
- 3) その他の収入

第十三条(資産の管理)

本会の資産は、代表幹事がこれを管理し、その方法は役員会及び総会の決議による。解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、均しく会員に分与される。

附則

代表 〒862-0924 熊本県熊本市中央区帯山7丁目7-59 荒木 秀明

顧問 〒658-0032 兵庫県神戸市東灘区向洋町中9-1-6 宮本 重範

平成25年5月1日より施行する